

青森県報

第三十六号

令和元年
七月二十六日
(金曜日)

目次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二

公告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三
- 公安委員会
- 警備員等の検定の実施……………(生活安全課) ……五

告示

青森県告示第二百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 地域相談支援の種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|------------------|-----------|-------------|----------------|---------|
| 社会福祉法人伸康会 | 弘前市大字独狐一丁目二一の一 | 地域移行支援 | ふくしの窓弘前 | 弘前市大字宮園三丁目二の五四 | 令和元・八・一 |
| 社会福祉法人伸康会 | 弘前市大字独狐一字石田一二一の一 | 地域定着支援 | ふくしの窓弘前 | 弘前市大字宮園三丁目二の五四 | 〃 |
| 一般財団法人愛成会 | 弘前市大字北園一丁目六の二 | 地域移行支援 | 相談支援センターなごみ | 弘前市大字北園一丁目六の二 | 〃 |
| 一般財団法人愛成会 | 弘前市大字北園一丁目六の二 | 地域定着支援 | 相談支援センターなごみ | 弘前市大字北園一丁目六の二 | 〃 |

青森県告示第二百十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所
三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の八二(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の八二（次の図に示す部分に限る。）、字滝ノ又一四の一三、一四の一四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百二十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（水準測量）

三 測量の期間

令和元年七月八日から令和二年二月二十九日まで

四 測量の地域

青森市

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）弘前田園複合施設

弘前市大字田園三丁目五の一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ワーク・ナリタ

弘前市大字高田一丁目二の一

代表取締役 成田 忠範

三 弘前市の意見の概要

1 当市の各種条例や各種計画、本件に係る意見等に十分配慮し、事業を進めると。

2 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合や一定規模以上の土地取引を行う場合、事前に当市都市計画課と協議すること。

3 店舗への交通手段については自家用車利用を想定しているが、交通渋滞・交通事故防止の観点から、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

4 騒音予測結果においては、あくまで予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意され、営業に伴い周辺住民から低周波を含む騒音等に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

5 車いす等での入店が可能なスロープの設置や車いす等での入店時に手の届く位置への自動ドアの開閉装置の設置、多目的トイレにおけるオストメイト対応設備の設置等、障がい者等に必要合理的配慮についても検討・対応すること。

6 当該店舗出店予定箇所は、東小学校及び東中学校の通学区域になっていることから、登下校時における児童・生徒の安全に十分配慮すること。

7 店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、制服警備員による警備強化等の対策を講じること。

8 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。

9 防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時の警備強化に努めること。

10 営業時間外においても、駐車場等の適切な照明の設置、警備員の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じること。

11 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の防犯対策や従業員の防犯教育に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年七月二十六日から同年八月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札

凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

凍結防止剤湿塩式散布車（六立方メートル級、一〇トン級、六×四） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和二年三月二十三日

三 納入場所

青森市大字大谷字小谷一の五 青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

五 入札に参加することを証明した者であること。
 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和元年八月十九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三―四一九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三―四一九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和元年九月六日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三

月青森県規則第十号）第五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Anti-Freezing Agent Pre-Weighted Salt Spraying Vehicle (Loading Capacity 6 Cubic Meters -

Class)

(exchange purchase)

2 Time limit for tender:

6 September, 2019 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十七号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

青森県公安委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和元年十月三十日(水)午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和元年十一月三十日(土)午前九時から午前十一時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関する事

(3) 警備業務対象施設における保安に関する事

(4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

(二) 実技試験

(1) 警備業務対象施設における保安に関する事

(2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和元年九月十七日(火)から同月二十日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二二一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭